

第9期北海道総合開発計画について

第9期北海道総合開発計画と小樽開発建設部地域連携課新設のご紹介

共に後志地域の未来を創る ～官民の垣根を越えた共創～

1. 第9期北海道総合開発計画について
 - ・策定経緯
 - ・概要
 - ・中心的メッセージ(共に北海道の未来を創る)
 - ・計画の進め方(官民の垣根を越えた共創)
2. 小樽開発建設部地域連携課の新設について
3. 小樽開発建設部が取り組む官民共創について

■北海道総合開発計画について

○北海道総合開発計画は、北海道開発法に基づき、北海道の資源・特性を活かして我が国が直面する課題の解決に貢献するとともに、地域の活力ある発展を図るため、国が閣議決定する計画です。

■推進体制

○北海道開発事業費の一括計上

・北海道総合開発計画を推進するため、予算面からそれを担保する手段として、北海道開発事業費（公共事業関係費）の一括計上の制度が設けられています。

○北海道開発局・10の開発建設部

・直轄公共事業（河川・道路・港湾・空港・漁港・農業等）の実施

第8期北海道総合開発計画を巡る情勢の変化



検討経過

令和3年10月14日 第25回北海道開発分科会（計画部会の設置）

令和4年3月～令和5年1月 計画部会を7回開催

令和5年3月9日 第26回北海道開発分科会（中間整理）

5月～7月 計画部会を2回開催

9月15日 第27回北海道開発分科会（計画部会報告、計画素案）

10月10日～11月8日 パブリックコメント

令和6年2月1日 第28回北海道開発分科会（計画案）

令和6年3月12日 閣議決定

令和5年2月22日 諮問 国土交通大臣→国土審議会

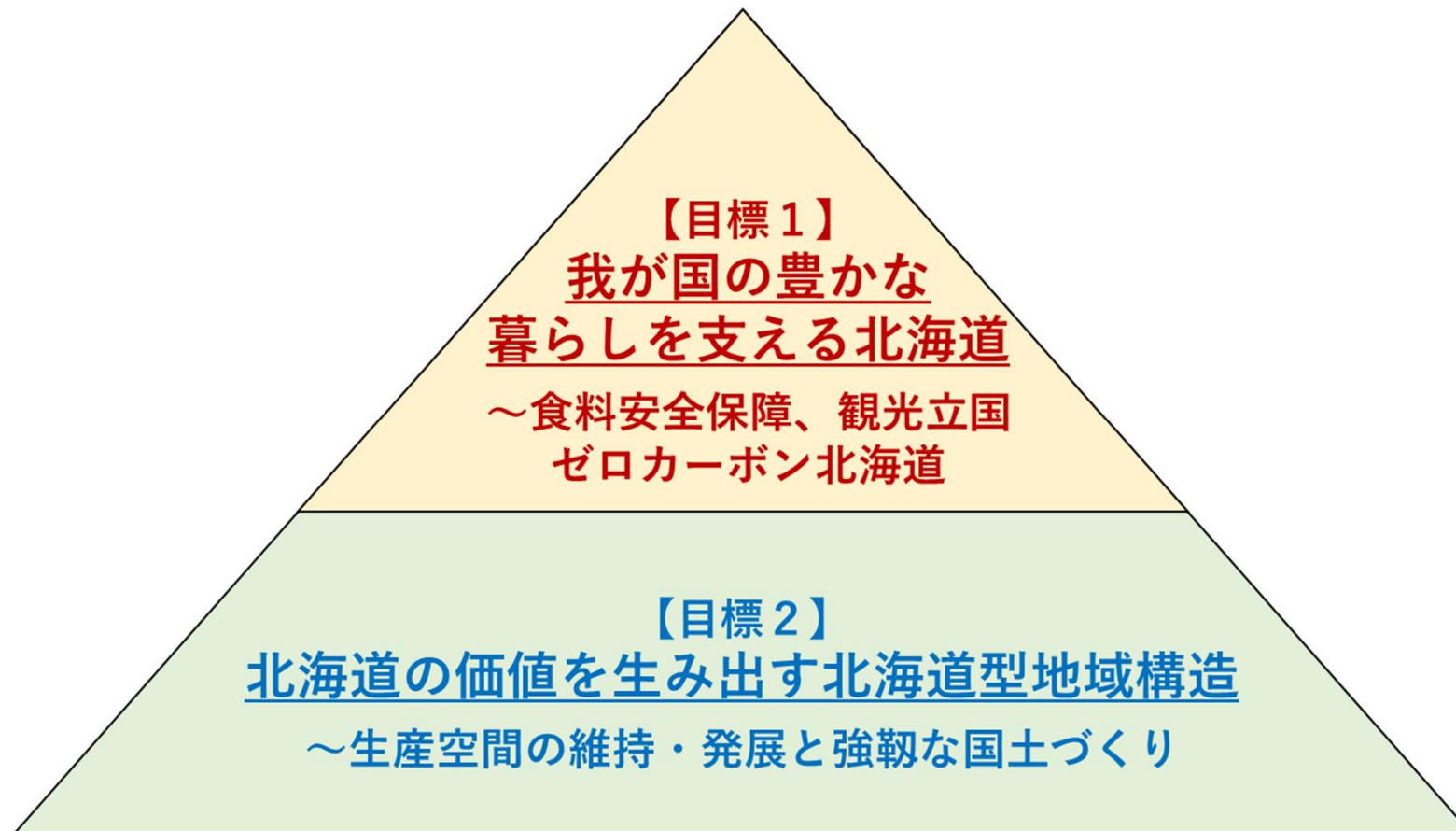
令和5年3月2日 付託 国土審議会→北海道開発分科会

北海道における議論

- ・地域で活躍する方々との「地方会議」を各地で開催
- ・地方公共団体、経済団体等との意見交換を実施

令和6年2月19日 答申 国土審議会→国土交通大臣

第9期北海道総合開発計画の目標



「他で代替できない北海道の価値」を最大化し、現下の国の課題解決を先導

他で代替できない北海道の価値



「食」

- 全国約24%の食料生産
(カロリーベース)
- 生産量全国一の農水畜産物
小麦、ばれいしょ、たまねぎ、生乳等
ホタテ、タラ、サケ・マス、ホッケ等



「観光」

- 来道外国人旅行者数 164万人増
(感染症拡大前の直近5年間で137万人から301万人に)
- 魅力度 15年連続全国一



「脱炭素化」

- 全国一の再生可能エネルギー賦存量
洋上風力、陸上風力、太陽光、バイオマス、
中小水力
- 高いCO₂ 吸収力
全国の森林面積の約22%

現下の国の課題

食料安全保障

観光立国の再興

2050カーボンニュートラル

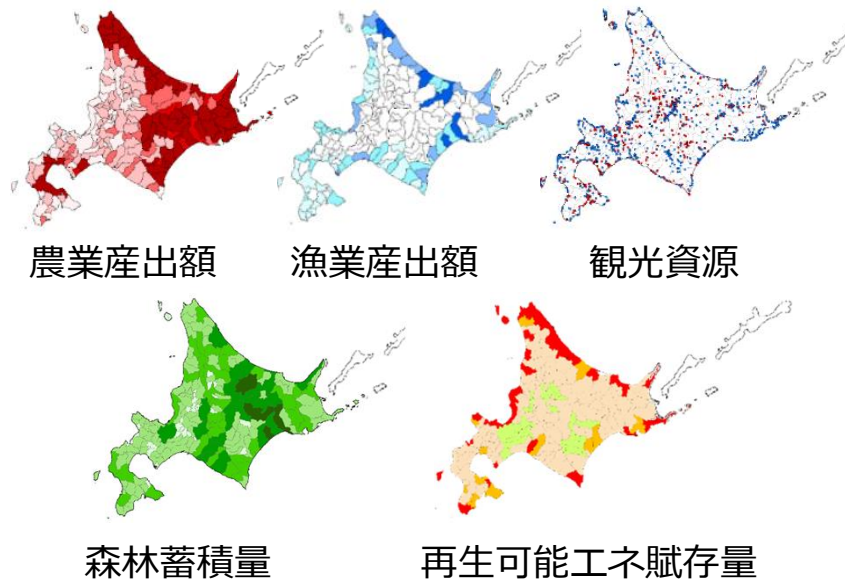
目標1. 北海道のポテンシャルを活かし、我が国の豊かな暮らしを支える ～食料安全保障、観光立国、ゼロカーボン北海道～

主要施策

1. 食料安全保障を支える農林水産業・食関連産業の持続的な発展
2. 観光立国を先導する世界トップクラスの観光地域づくり
3. 地球温暖化対策を先導するゼロカーボン北海道の実現
4. 地域の強みを活かした成長産業の形成
5. 自然共生社会・循環型社会の形成
6. 北方領土隣接地域及び国境周辺地域の振興
7. アイヌ文化の振興等

北海道の価値を生み出す生産空間の定住環境を維持

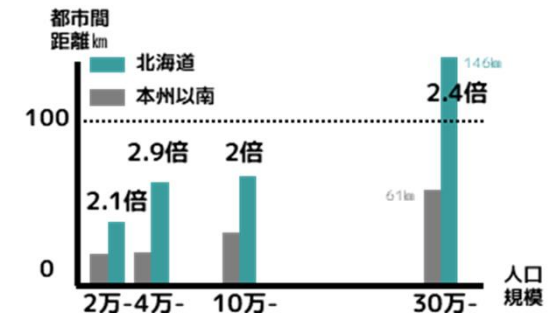
北海道の価値を生む「生産空間」の分布



北海道の生産空間の構造的課題 【定住環境の厳しさ＝二重の疎】

【マクロ(都市間)の視点】

最寄都市間距離は
本州以南の2～3倍



【ミクロ(集落内)の視点】

集落内居住は散在・散居
形態が9割



+ 積雪寒冷の厳しい気候、千島海溝地震の切迫

目標2. 北海道の価値を生み出す北海道型地域構造の維持 ～生産空間の維持・発展と強靱な国土づくり

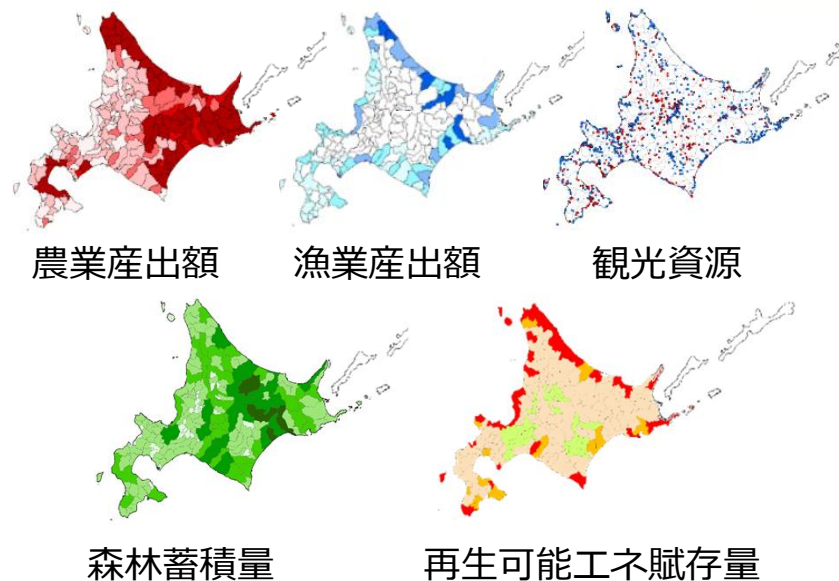
主要施策

1. デジタルの活用による生産空間の維持・発展
2. 多様で豊かな地域社会の形成
3. 北海道型地域構造を支え、世界を見据えた人流・物流ネットワークの形成
4. 生産空間を守り安全・安心に住み続けられる強靱な国土づくり

生産空間とは・・・

- 主として農業・漁業に係る生産の場（特に市街地ではない領域）を指しています。
- 生産空間は、生産のみならず、観光、脱炭素化に資する森林資源、豊富な再生可能エネルギー導入ポテンシャル、その他多面的・公益的機能を提供し、北海道の価値を生み出しています。
- 北海道の特筆した価値を生む地域を、北海道総合開発計画では、その生み出す力に着目して「生産空間」と呼んでいます。

北海道の価値を生む「生産空間」の分布



第9期北海道総合開発計画の構成

前文 第9期北海道総合開発計画の策定に当たって

第1章 計画策定の意義

第1節 北海道開発の経緯

1. 北海道開発の歴史
2. 第8期北海道総合開発計画の経緯

第2節 第9期北海道総合開発計画の意義

第2章 計画の目標

第1節 我が国を取り巻く状況

1. 人口減少・少子高齢化と人口動態の変化
2. 気候変動と自然災害の激甚化・頻発化
3. 社会を変えるデジタル技術
4. 国際情勢の変化

第2節 北海道の資源・特性

1. 広大な大地
2. 食料供給力
3. エネルギー・資源
4. 自然環境・文化
5. 地理的特性・寒冷地技術

第3節 2050年の北海道の将来像

1. 国の課題解決のために果たすべき役割
2. 将来像
3. 将来像を支える社会基盤
4. 将来像を実現するために進むべき方向性

第4節 第9期北海道総合開発計画の目標

- 目標1 「我が国の豊かな暮らしを支える北海道
～食料安全保障、観光立国、ゼロカーボン北海道」
- 目標2 「北海道の価値を生み出す北海道型地域構造
～生産空間の維持・発展と強靱な国土づくり」

第3章 計画推進の基本方針

第1節 計画の期間

この計画の期間は、2024年度からおおむね10年間とする

第2節 計画の主要施策

第3節 計画の進め方

1. リアルとデジタルのハイブリッドによる北海道型地域構造の保持・形成
2. 計画の実効性を高めるための方策
 - (1) 官民の垣根を越えた「共創」
 - (2) 社会変革の鍵となるDX・GXの推進
 - (3) フロンティア精神の再発揮
 - (4) 戦略的・計画的な社会資本整備
3. 計画のマネジメント

第4章 計画の主要施策

第1節 「我が国の豊かな暮らしを支える北海道～食料安全保障、観光立国、ゼロカーボン北海道」に係る主要施策

1. 食料安全保障を支える農林水産業・食関連産業の持続的な発展
2. 観光立国を先導する世界トップクラスの観光地域づくり
3. 地球温暖化対策を先導するゼロカーボン北海道の実現
4. 地域の強みを活かした成長産業の形成
5. 自然共生社会・循環型社会の形成
6. 北方領土隣接地域及び国境周辺地域の振興
7. アイヌ文化の振興等

第2節 「北海道の価値を生み出す北海道型地域構造～生産空間の維持・発展と強靱な国土づくり」に係る主要施策

1. デジタルの活用による生産空間の維持・発展
2. 多様で豊かな地域社会の形成
3. 北海道型地域構造を支え、世界を見据えた人流・物流ネットワークの形成
4. 生産空間を守り安全・安心に住み続けられる強靱な国土づくり

第9期北海道総合開発計画

令和6年3月12日
閣 議 決 定

多様な主体と共に北海道の未来を創ること。
それが、第9期計画の中心的メッセージである。

前文 第9期北海道総合開発計画の策定に当たって

「戦後四つの島にとじこめられたわが国において、豊富なる未開発資源と広大なる地域を有する北海道の開発は、経済自立の問題、人口解決の問題併せて国民の志気の問題等よりみて絶対推進すべきことがらである。」

これは、昭和26年に策定された第一期の北海道総合開発計画に記された計画の目的である。以降70年余、累次の計画と事業等により、北海道は我が国全体の安定と発展に大きく寄与する地域となった。

直近の数年の間に、世界・日本は過去に経験したことのない危機と変化に直面した。一つはロシアのウクライナ侵略を契機として食料安全保障等の問題が顕在化したこと、一つは新型コロナウイルス感染症が世界中の人の流れを止めて観光立国日本も揺らいだこと、一つは2050年のカーボンニュートラル実現が世界の潮流となったこと。

我が国がこれらを乗り越えるためには、高い食料供給力、魅力的な観光資源、豊富な再生可能エネルギーがおのずから必要となる。そして、北海道のポテンシャルなくしてそれらは決して乗り越えられない。第一期計画の言葉を借りれば、いま北海道開発は、改めて「絶対推進すべきことがら」となった。

北海道の特筆した価値を生む地域を、計画ではその「生み出す力」に着目して「生産空間」と定義付けている。その「生み出す力」は、生産空間におけるリアルな人の営みによって維持されており、定住環境を如何に維持していくかが、北海道の価値発揮に対する最も重要な基礎となる。

一方、第8期計画までに取り組んできた北海道特有の課題は今も残されている。

マクロ的には国土の約5分の1を占める広大な面積の中に散在し、ミクロ的には本州以南と異なる散居の居住形態を持つ生産空間は、謂わば「二重の疎」の環境にある。人口減少が進む中でこの疎を克服して定住環境を維持するには、時間距離を縮めるネットワークの強化と、物理的距離を超越させるデジタル技術活用の視点が欠かせない。

生産空間の定住環境に対するもう一つの脅威は、激甚化・頻発化する自然災害である。積雪寒冷という厳しい環境下にあり、新たに日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震の危機も加わる中で、国土強靱化も遅滞の許されない課題である。

もとより、歴史的・地理的特性によるアイヌ文化振興や北方領土隣接地域振興も、生産空間を舞台として今後も北海道開発を特徴付けていくこととなる。

これらのビジョンを、第一章以降で示していきたい。

「他で代替できない北海道の価値」は、人がリアルにそこに住むこと・そこに行くことから生まれる。全国に10年先んじて進む人口減少や広域分散型社会の課題を乗り越え、北海道の価値を最大化するために2050年という近未来を見据えて『多様な主体と共に北海道の未来を創る』こと。

それが、多くの関係者と共に創った第9期計画の中心的メッセージである。

第9期北海道総合開発計画の着実な推進について

計画部会長 真弓 明彦

国土審議会北海道開発分科会計画部会では、昨年3月から、第9期北海道総合開発計画についての調査審議を進め、今般、部会報告を取りまとめたところである。

本計画を着実に推進するためには、実施主体となる各自治体や産学などのステークホルダーとの連携を密にし、相互理解の上、計画的かつ効果的に進めていくことが極めて重要である。したがって、北海道局・北海道開発局においては、特に下記の取組をお願いしたい。

ステークホルダーとの連携を密に

記

1. 計画で掲げる内容を、地域性も踏まえて強力に展開するため、各開発建設部に、計画の推進を主たる目的とする組織を置くこと
2. 上記組織に対し、計画の考え方を十分理解し、地域との共創を实践できる人材を充てること
3. 計画を積極的に展開するため、必要な予算を多角的に確保・拡充すること
4. 以上の「組織、人材、予算」を最大限活用し、道民、各自治体、産学とも連携した地域との共創、積極的で丁寧な広報・広聴等を行うこと

地域との共創を实践

計 推 第 272 号
令和5年(2023年)12月4日

内閣総理大臣 岸田 文雄 様

北海道知事 鈴木 直道



北海道総合開発計画に関する意見について

このことについて、北海道開発法第3条第1項の規定に基づき、新たな北海道総合開発計画に関する意見を提出します。

北海道開発法第2条第1項の規定に基づく北海道総合開発計画の速やかな策定とその着実な推進について、特段のご配慮をいただきますようお願い申し上げます。

(総合政策部計画局計画推進課計画推進係)

北海道総合開発計画に関する道意見

今、北海道は、不安定な国際情勢を背景に、エネルギーの安定的な確保や、食料・経済の安全保障が課題になるなど、社会や経済の大きな変化に直面するとともに、人口減少・少子高齢化の進行により、地域の暮らしや経済を支える担い手の不足といった課題も深刻化しています。また、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震などの大規模自然災害に対する備えも喫緊の課題となっています。

道では、こうした変化や課題に対応していくため、現行の総合計画の計画期間を超えて展開する政策の方向性を、広くお示ししていく必要があるとの考えから、新たな総合計画を策定することとし、新たな北海道総合開発計画と同じ2024年度からスタートできるよう、同年夏頃の策定に向けて、現在検討を進めているところです。

こうした中、北海道が持続的に発展していくためには、国と道が、同じ方向性をめざして計画を策定し、より一層連携を図ることにより、施策の相乗効果を生み出していくことが重要となります。

つきましては、新たな北海道総合開発計画の策定及び推進に当たっては、道の新たな総合計画策定の考え方などを踏まえ、調和と連携を図っていただくとともに、特に次の事項について必要な行財政措置も含めご配慮くださるよう、お願いいたします。

記

1 計画の策定に関する事項

北海道開発の基本的な枠組みの根幹をなす新たな北海道総合開発計画については、閣議決定し、実行性を確保しながら推進すること。

2 計画の推進に関する事項

- (1) 新たな北海道総合開発計画の推進に当たっては、道の新たな総合計画に基づき取り組む施策と連携し、施策・事業を展開していただきたいこと。
- (2) 地域の特性や特色に応じた政策を展開するため、道央、道南、道北、オホーツク、十勝及び釧路・根室の6つの連携地域ごとに策定する「連携地域別政策展開方針」における重点的な施策・事業の推進を支援すること。
- (3) 道や道内市町村、地域住民、企業、教育機関など、**多様な主体との連携・協働を一層強化する**とともに、経済社会情勢の変化などを踏まえた計画のフォローアップに道などが参画すること。

多様な主体との連携・協働を一層強化

官民共創を進めるために、各開発建設部に地域連携課を新設。

小樽開発建設部

【令和6年度新設】

地域連携課

○地方公共団体、住民、NPO、企業、教育機関等と協働・連携し、官民共創により地域課題の解決や新しい価値を生み出す取組を推進。

本部各課室(技術管理課・防災課・河川・道路・港湾・農業等各課室)＋各事務所・事業所

小樽開発建設部地域連携課の体制

【体制】 課長、課長補佐、上席専門官、専門官、課員

【連絡先】 0134-23-8035

hkd-ot-chiiki@gxb.mlit.go.jp

官民共創

地域連携課をどうぞよろしくお願いいたします。

以降は参考です。

小樽開発建設部が取り組む官民共創について

①所管インフラの整備・管理を通じた官民共創

②地域関係者が一体となった連携協働地域づくり
(地域づくり連携会議)

③後志各地の様々な取組への参加

①所管インフラの整備・管理を通じた官民共創

私たち小樽開建の中心業務です。インフラ整備・管理自体が地域課題の解決や地域の将来像実現を図るためのものですが、**インフラ整備・管理にあたり後志各地で展開されている様々な取組と連携することで、より多くの地域課題解決やより多くの新しい価値創造につなげていきたいと考えています。**

例えば、サイクルツーリズムの推進

【民間】：サイクルイベントの企画・開催、情報発信、
受入環境の充実（休憩施設、工具設置、ルートマップ等）

行政が参加することにより、

【行政】：

所管事業での連携

サイクルルートでの案内看板・路面標示、路肩の拡幅

所管施設での連携

- ・除雪ST等道路施設をサイクル拠点として活用できるようにする
- ・道路の駐車帯等で収益活動（カフェ、物販）ができるようにする

【民間】：

地域貢献・公的役割を担う活動

- ・道路清掃・草刈り・花植え
- ・交通安全啓発活動

羊蹄ニセコサイクルルート

羊蹄ニセコ自転車走行協議会（YNCA）

<設立日>

平成30年7月7日

<構成員>

町村：

蘭越町、ニセコ町、真狩村、留寿都村、喜茂別町、
京極町、倶知安町

観光協会：

蘭越町観光協会、(株)ニセコリゾート観光協会、
真狩村観光協会、留寿都村観光協会(一社)きもべ
つ観光協会、京極町観光協会、(一社)倶知安観光
協会

商工会：

倶知安商工会議所、羊蹄山麓商工会広域連携協議

金融機関：

北洋銀行倶知安支店、北海道信用金庫倶知安支店

農業協同組合：

J A ようてい

バス会社：

道南バス(株)、ニセコバス(株)

一般会員(法人)：

(有)マウンテンサイド、本田興業(株)、横関建設
工業(株)、(株)ニセコリアルエステート、(一社)
北海道イベント、(株)ジェイロジック、(株)HT
M、ようてい法律事務所、パケーションニセコ、
お食事バーきむら、マイエコロッジ、シャレーア
イビー、東急リゾート&ステイ(株)、(株)レモン
コーポレーション、トリフィートホテル&ポッド
ニセコ、ニセコワイズ観光(株)ホワイトアイル、
(合)銀色の旅人舎、羊蹄ハイヤー、北海道ライオ
ンアドベンチャー

サイクルルート図



羊蹄ニセコエリアサイクルルートでの例

所管事業での連携

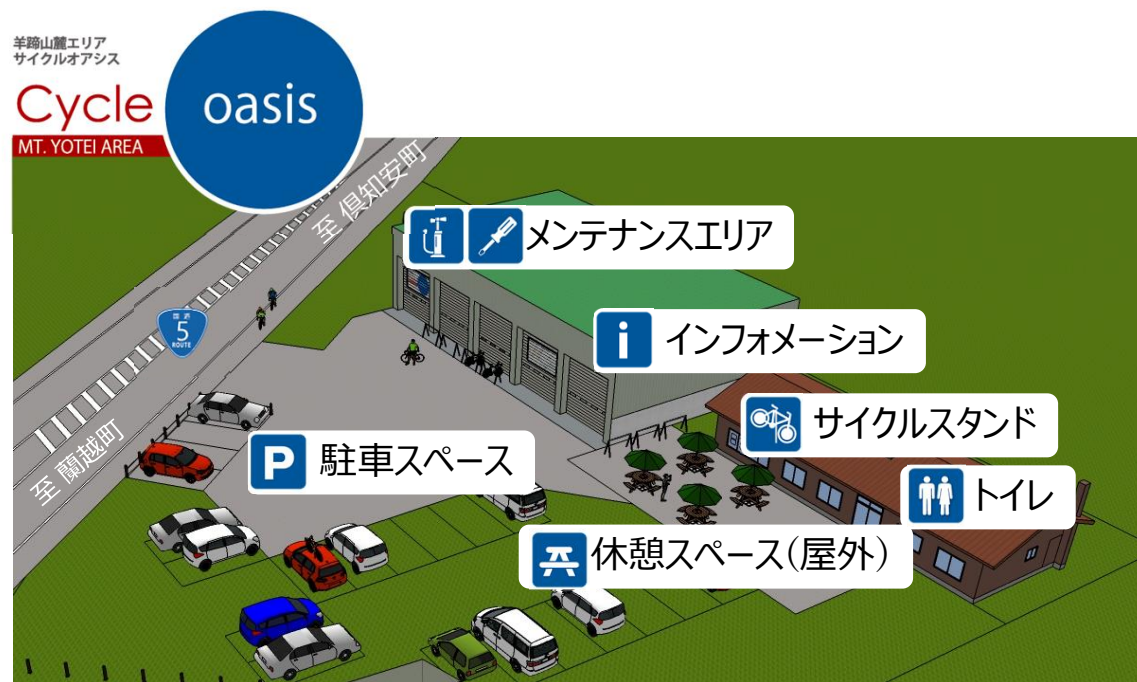
サイクルルートとなっている国道5号の路肩拡幅



羊蹄ニセコエリアサイクルルートでの例

所管施設での連携

国道5号「ニセコ除雪ST」をサイクル拠点として活用できるようにする



全国の事例

所管施設での連携 ・道路上での収益活動

○道路協力団体に指定されると、オープンカフェなどの収益活動を道路上で実施可能。

オープンカフェ



国道157号 石川県金沢市

マルシェ



市道高島台第165号線 神奈川県横浜市

キッチンカー



市道南2・3条中通線 北海道札幌市

自販機



国道138号 長野県上田市

羊蹄ニセコエリアサイクルルートでの例

地域貢献・公的役割を担う活動

- ・道路清掃・草刈り・花植え
- ・交通安全・マナー向上の啓発活動



除草・清掃活動



交通安全講習会



マナー啓発活動

民間活動展開への支援

サイクリストが大型車に追い抜かれる際の恐怖感を把握するための実験を実施。

実験概要

【日時】 8月9日（水）13～17時

【場所】 苫小牧寒地試験道路（苫小牧市字柏原 1 - 1 8）

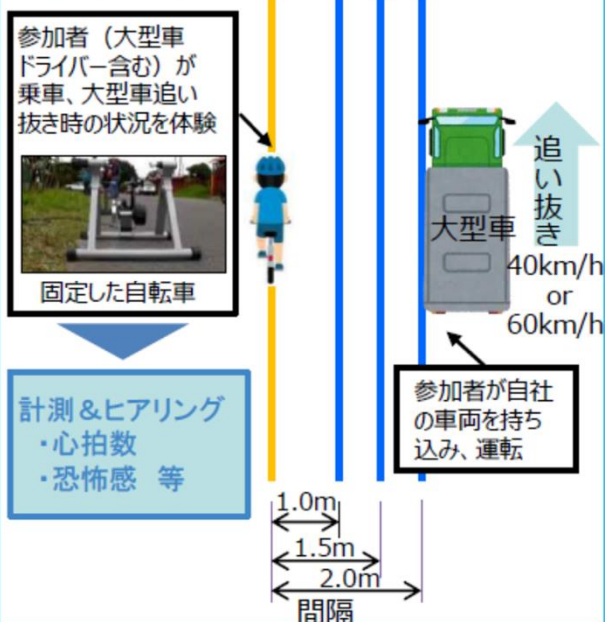
【実験内容】

固定した自転車に実験参加者が乗車し、その傍を大型車が間隔や速度を変えて走行：
自転車-大型車間隔(1.0 or 1.5 or 2.0m)× 追い越し速度(40 or 60km/h)

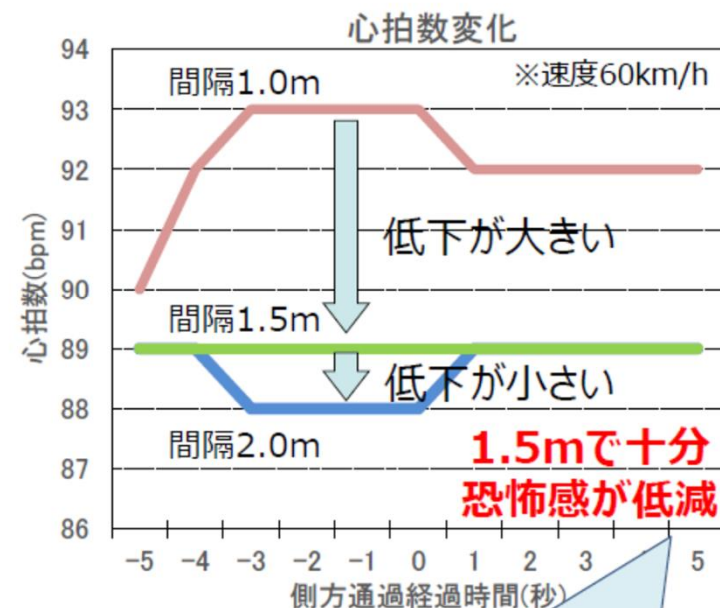
【計測・調査項目】

- ①数値計測：追い抜き時のサイクリストの心拍数変化
- ②ヒアリング調査：大型車側に追い抜かれる際の恐怖感

実験イメージ



実験実施状況



「思いやり1.5m運動」と整合する結果

平成27年から愛媛県で始まった運動で、自転車・自動車等が互いの立場を思いやり、安全・快適に道路を共有する「シェア・ザ・ロード」の精神の浸透を図るため行われている。ドライバーに対し、自転車の側方を通過するときは1.5m以上の安全な間隔を保つか、または徐行するよう呼びかけている。



①所管インフラの整備・管理を通じた官民共創

私たち小樽開建の中心業務です。インフラ整備・管理自体が地域課題の解決や地域の将来像実現を図るためのものですが、**インフラ整備・管理にあたり後志各地で展開されている様々な取組と連携することで、より多くの地域課題解決やより多くの新しい価値創造につなげていきたいと考えています。**

例えば、マリンビジョンの推進

- 【民間】: ・漁港内で施設設置・事業活動(販売、水産食堂、遊漁等)
・ブルーカーボン創出の産業化
- 【行政】: ・漁港での畜養殖施設整備
・藻場創出機能を持った漁港施設の開発・整備
・漁港区域の長期占用の許可

地域マリンビジョン

課 題

資 源

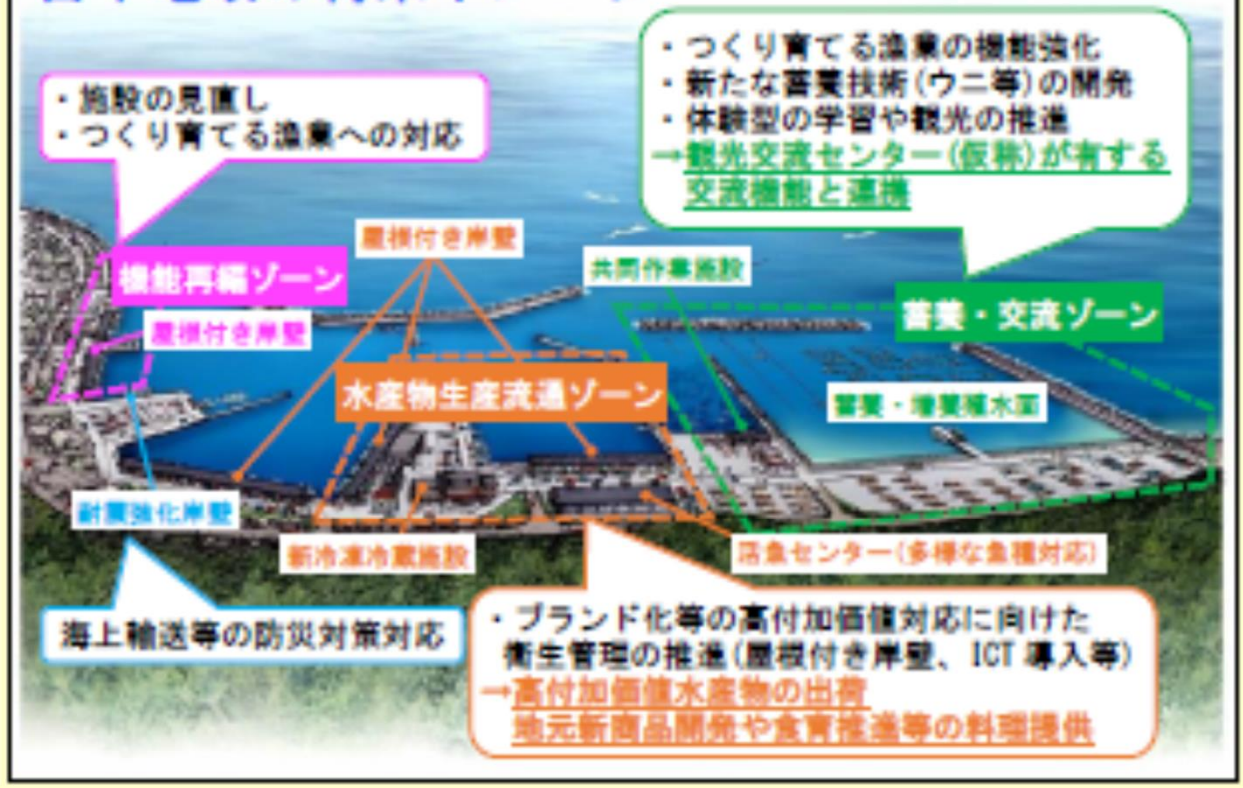
- ・地域の目指す姿
- ・漁港の将来像
- ・ビジョン実現のための取組

道内30地域でマリンビジョン協議会を設立し、
地域の将来像の実現に向けた様々な取組を実施

地域マリンビジョン協議会



古平地域の将来イメージ



検討の体制

■事務局(古平町)

■マリンビジョン協議会

漁業関係者、加工関係者、農業関係者、商工会関係者、観光関係者、町内会代表者、女性団体代表者、異業種交流グループ代表者、教育関係者、行政関係者(オブザーバー)

推進・フォロー体制

■推進体制

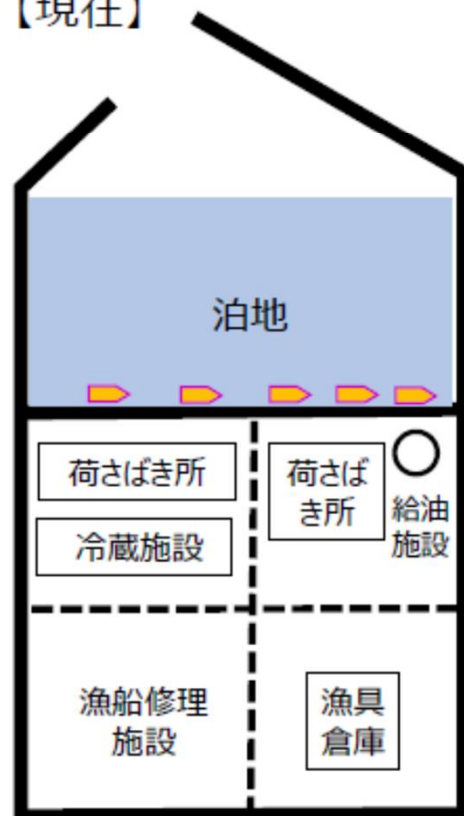
東しゃこたん漁協、古平町、商工会、観光協会、教育委員会、ふるびら海づくり推進委員会、森林組合、福祉団体、民間団体、地域住民

■フォローアップ体制

古平地域マリンビジョン協議会
(進捗確認・評価、関係団体への助言)

■ 漁港における海業推進のイメージ

【現在】



【将来】



地域漁業の規模に応じ、漁港の利用を再編し、適正化。

地域の漁業実態にあわせ、漁港施設の再編・整理、漁港用地の整序等により、海業の場として活用するスペースを創出。

・水域と陸域を一体的に活用し、海業関係施設を集積



漁業体験



直販施設



岸壁前に立地するレストラン



水産物の消費を促す宿泊施設³

漁港施設等活用事業制度の創設

- 漁港について、漁業上の利用を前提として、その有する価値や魅力を活かし、水産業・漁村を活性化する制度を創設。
- 地域の理解と協力の下、漁業上の利用を確保した上で、漁港施設・水域・公共空地を有効活用し、水産物の消費増進や交流促進に資する事業を計画的に実施。

■ 漁港施設等活用事業（※1）の実施スキーム

基本方針【農林水産大臣】

- ・地域水産業の発展に資する漁港の役割や漁業上の利用の確保の考え方等を記載

活用推進計画【漁港管理者（地方公共団体）】

- ・地域水産業の実態を踏まえ、事業の内容や区域等を決定
漁業利用に支障を及ぼさないための措置
漁業者等の意見聴取等地域の合意プロセス

本来機能を発揮しつつ
安定的な事業環境を整備

申請

認定

漁港活用の実施計画【事業者】

- ・漁港管理者の計画の下、創意工夫を活かして事業計画（地域水産業の消費増進や交流促進）を策定
- ・漁港管理者の認定を受けた計画に基づき、長期安定的に事業を実施

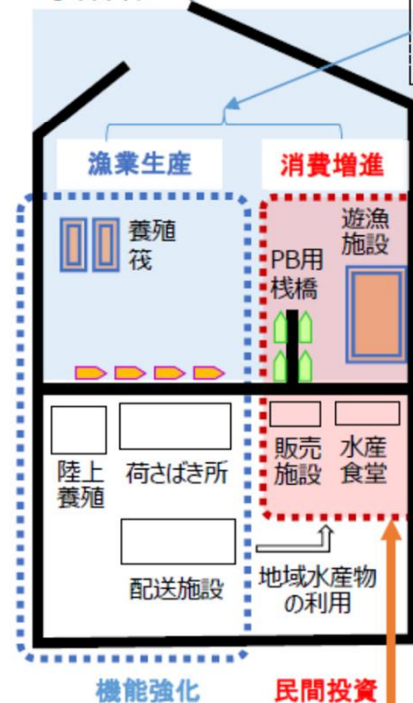
【長期安定的な事業環境の確保のための特別措置】

- ① 漁港施設（行政財産）の貸付け（最大30年）
- ② 漁港区域内の水域・公共空地の長期占用（最大30年）
- ③ 漁港水面施設運営権（みなし物権）（※2）の取得（最大10年、更新可）

※1 漁港施設等活用事業：漁港の漁業上の利用の確保に配慮しつつ、漁港施設、漁港区域内の水域、公共空地を活用し、当該漁港に係る水産業の発展及び水産物の安定に寄与する事業（水産物の消費増進、交流促進）

※2 漁港水面施設運営権：漁港施設等活用事業のうち、水面固有の資源を利用する遊漁や漁業体験活動、海洋環境に関する体験活動等の機会の提供を行うため、水面を占用して施設を設置し、運営する権利

■ 事業イメージ



漁業利用と海業利用の輻輳を避けつつ、漁業生産活動と消費増進に資する取組が相乗的に地域水産業の発展を後押し。

交流促進



遊漁、漁業体験活動又は海洋環境に関する体験や学習の機会の提供
その他交流促進に資する事業

消費増進



販売施設又は飲食店の設置及び運営その他水産物の消費増進に資する事業



小樽開発建設部が取り組む官民共創について

①所管インフラの整備・管理を通じた官民共創

②地域関係者が一体となった連携協働地域づくり
(地域づくり連携会議)

③後志各地の様々な取組への参加

小樽開発建設部が取り組む官民共創について

②地域関係者が一体となった連携協働地域づくり (地域づくり連携会議)

例：羊蹄山麓ブロック会議

(構成員等)

団 体 名 等	役 職
蘭 越 町	町 長
二 せ こ 町	町 長
真 狩 村	村 長
留 寿 都 村	村 長
喜 茂 別 町	町 長
京 極 町	町 長
俱 知 安 町	町 長
よ う て い 農 業 協 同 組 合	代 表 理 事 組 合 長
よ う て い 森 林 組 合	代 表 理 事 組 合 長
俱知安商工会議所	会 頭
株 式 会 社 二 せ こ リゾート観光協会	事 務 局 長
一 般 社 団 法 人 俱知安観光協会	会 長
小樽開発建設部	部 長
後志総合振興局	局 長

- ・後志管内の市町村、商工団体、農林水産協同組合、観光協会、後志総合振興局、小樽開発建設部で後志地域づくり連携会議(岩宇・南後志ブロック会議、北後志ブロック会議、羊蹄山麓ブロック会議)を組織しています。
- ・国の第9期計画と今年度策定される北海道の総合計画も踏まえ、**連携会議において地域ビジョンを共有しその実現に向けて連携していきます。**
- ・ビジョン実現にあたっては、例えば、**取組テーマを絞って焦点をあてて、民間事業者、教育機関、金融機関、NPO等その取組テーマを支える主体が参加する官民共創チームを設置して取り組むなど、実行性をあげていく官民共創体制についても話し合っていきたいと考えています。**

参考事例

8期計画を受けて始まったモデル地域での取組

地域課題の解決に向けて先導的に取り組むため、3つのモデル地域(名寄周辺、十勝南、釧路)を選定し、各圏域において有識者・地元企業・自治体等からなる圏域検討会等を開催し、課題解決に向けた取組を推進してきました。



○名寄モデル圏域物流ワーキングチーム

- ・地域の物流維持に向け、物流事業者も参画したWTを結成。貨客混載、中継輸送等様々な実証実験・効果検証を実施。持続可能な物流システム本格運用に向け、令和5年度から共同輸送・中継輸送のマッチングの仕組みづくりに着手。

行政: 企画・調査、実証実験・効果検証

民間: 実証実験

○十勝南モデル圏域交通ワーキングチーム

- ・地域の公共交通維持に向け、交通事業者も参画したWTを結成。自動運転やMaaSの実証実験、幹線バスルートを高規格道路にする運行検証等を実施。持続可能な交通ネットワークとして、「幹線バスは高速規格道路を走行+ICやIC近傍の道の駅を結節点+コミュニティバスや自動運転サービスでフィーダー交通を確保」する将来像を構想。

行政: 企画・調査、実証実験・効果検証

民間: 実証実験

小樽開発建設部が取り組む官民共創について

①所管インフラの整備・管理を通じた官民共創

②地域関係者が一体となった連携協働地域づくり
(地域づくり連携会議)

③後志各地の様々な取組への参加

小樽開発建設部が取り組む官民共創について

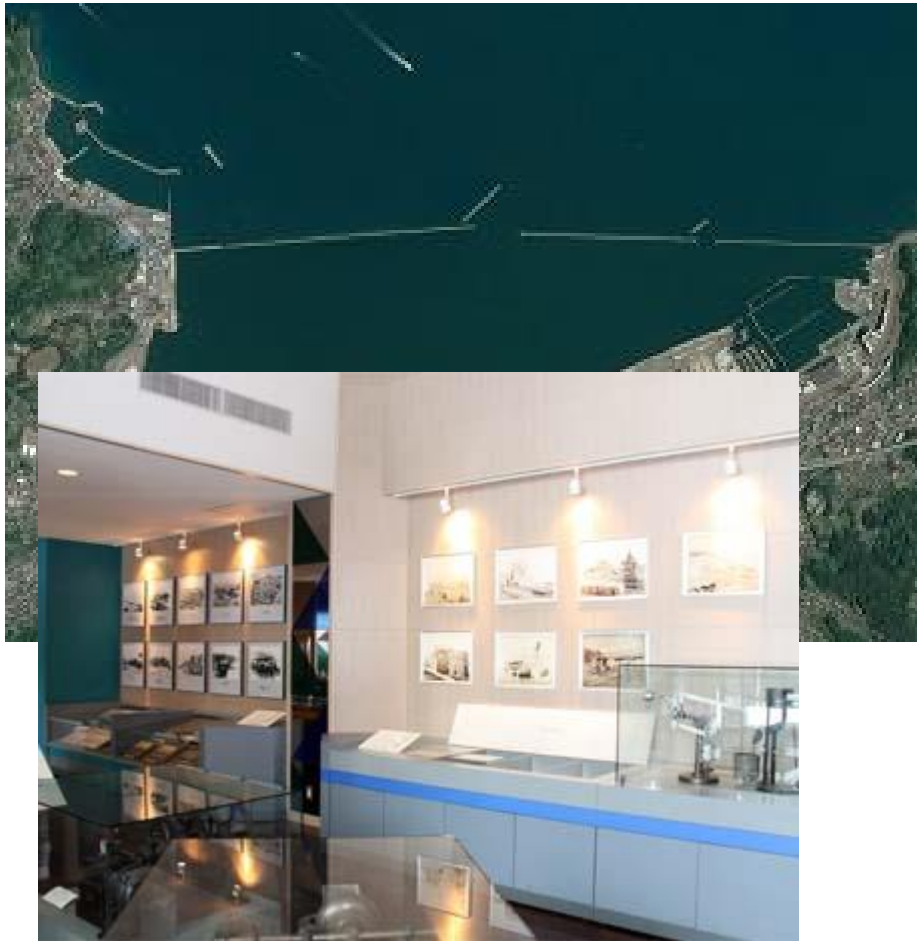
③後志各地の様々な取組への参加

- ・9期計画の中心的メッセージは、「多様な主体と『共に北海道の未来を創る』こと」です。**地域の課題解決や新たな価値創造を目指した後志各地での様々な取組に参加し、『共に後志地域の未来を創る』ことに取り組んでいきたいと考えています。**
- ・我々が参加しても解決しない問題も多々あると思います。1つでも2つでも課題解決に貢献できればと考えています。
- ・まずは、新部署「地域連携課」を地域の皆様に知っていただくこと、そして、私たち小樽開発建設部も、後志各地での様々な取組(その目標や課題)について知ることが、最初の一步と考えています。

例えば、

- ・所管インフラ施設の見学案内・解説(インフラツーリズム)
- ・教育支援パートナーシップ(授業、出前講座)
- ・活動支援(広報・情報発信、交流会・学習会の企画・開催)
- ・イベント参加(車両展示、技術説明)

小樽港



みなと資料室 展示物一覧

1. 長期耐久性試験用モルタルブリケット及び関連試験機器等一式
2. ケーソン製作用斜路模型
3. 小樽港防波堤構造模型
4. 小樽築港工事報文(明治41年、大正13年)他工事報告資料
5. 各種工事写真(明治～昭和)
6. 関連書籍類
7. その他小樽港に関するパネル、平面図、写真等

倶知余市道路

・ 大型機械によるトンネル掘削等を見学できます



除雪機械

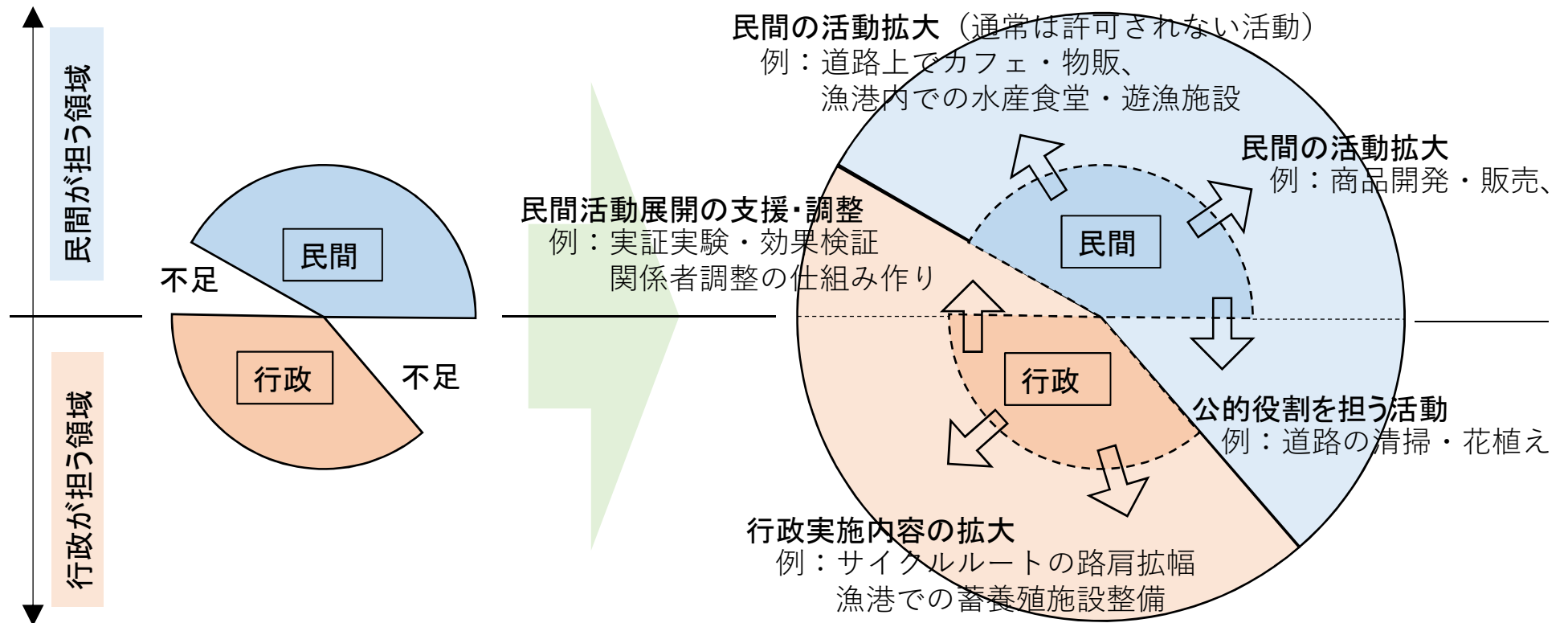


小樽開発建設部が考える官民共創の姿

現状

官民共創：

官と民の垣根を越えた連携・協働により、より多くの地域課題の解決やより大きな価値・新しい価値を生み出すことを目指します。



〔補足説明〕

・例示は、サイクルルートとマリナビジョンの取組をイメージした活動例です。実際の取組にあたっては、法令・各種地域計画・事業要件等への適合、所管行政機関許認可、関係者との協議・調整、関連制度の活用等が必要なものもあります。